

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定（障害保健福祉課）	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（ " ）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（2件）（治山林道課）	1
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3
監査公表	
○定期監査の執行結果（計量検定所ほか）	4
落札公告	
○落札者等の公告（2件）（警察本部会計課）	8

告 示

高知県告示第465号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成27年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

精神科病院の名称 精神科病院の所在地 認定年月日
土佐病院 高知市新本町二丁目10番24号 平27・7・9

高知県告示第466号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定に基づく措置を採ることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成27年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

精神科病院の名称 精神科病院の所在地 指定年月日
土佐病院 高知市新本町二丁目10番24号 平27・7・9

高知県告示第467号

平成27年4月農林水産省告示第784号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年8月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川16番地
イ 氏名
川村 芳英
 - (2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川58番地
イ 氏名
十亀 正範
 - (3)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川133番地15
イ 氏名
川村 一
 - (4)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川93番地
イ 氏名
川村 幸太郎
 - (5)ア 登記簿記載の住所
愛媛県西条市天神1番地111
イ 氏名
伊藤 一雄
 - (6)ア 登記簿記載の住所
高知市愛宕山5番地10
イ 氏名
堅田 英子
 - (7)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川48番地
イ 氏名
工藤 博久
 - (8)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村長澤18番地5
イ 氏名
自念子生産森林組合
 - (9)ア 登記簿記載の住所
高知市愛宕山5番地10
イ 氏名
伊東 常松

- (10)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川2番地
イ 氏名
岡林 作太郎
- (11)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村越裏門71番地5
イ 氏名
山中 豊
- (12)ア 登記簿記載の住所
広島県呉市広町山5番地1
イ 氏名
熊懷 良子
- (13)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村長澤14番地1
イ 氏名
山中 英夫
- (14)ア 登記簿記載の住所
香美郡土佐山田町入野199番地
イ 氏名
山中 頼次
- (15)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村脇ノ山283番地
イ 氏名
山中 正
- (16)ア 登記簿記載の住所
長岡郡本山町本山794番地
イ 氏名
岩塚 和子
- (17)ア 登記簿記載の住所
愛媛県宇和島市野川甲1426番地1
イ 氏名
山中 信行
- (18)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村越裏門71番地9
イ 氏名
和田 豊茂
- (19)ア 登記簿記載の住所
高知市東久万125番地
イ 氏名
北岡 正一郎
- (20)ア 登記簿記載の住所
高知市大津乙29番地2
イ 氏名
松岡 児幸
- (21)ア 登記簿記載の住所

	東京都港区赤坂一丁目6番8号	イ 氏名	イ 氏名	イ 氏名	
(22)ア	イ 氏名 日本アスレティック産業株式会社 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門38番地	(33)ア	イ 氏名 高橋 廣光 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙4526番地	(44)ア	イ 氏名 大野 勝男 登記簿記載の住所 北海道網走郡美幌町字鳥里71番地
(23)ア	イ 氏名 山中 喜美子 登記簿記載の住所 広島県東広島市黒瀬切田が丘一丁目29番1号	(34)ア	イ 氏名 和田 民子 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙5128番地	(45)ア	イ 氏名 白石 千代美 登記簿記載の住所 北海道幌別郡登別町字来馬67番地
(24)ア	イ 氏名 熊懐 良子 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤29番地	(35)ア	イ 氏名 川村 勘晴 登記簿記載の住所 兵庫県三原郡三原町市市430番地1	(46)ア	イ 氏名 吉村 栄子 登記簿記載の住所 高知県高岡郡四万十町久保川110番地1
(25)ア	イ 氏名 和田 栄次郎 登記簿記載の住所 高知市愛宕山169番地	(36)ア	イ 氏名 中岡 誠順 登記簿記載の住所 東京都新宿区下落合三丁目6番24号シヤンプル目白204	(47)ア	イ 氏名 小森 千恵美 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村久保川141番地
(26)ア	イ 氏名 森川 森次 登記簿記載の住所 香川県普通寺市吉原町3157番地1	(37)ア	イ 氏名 和田 秀男 登記簿記載の住所 南国市領石924番地1	(48)ア	イ 氏名 山本 春馬 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川253番地
(27)ア	イ 氏名 北岡 建男 登記簿記載の住所 高知市西新屋敷144番地18	(38)ア	イ 氏名 岩崎 貢 登記簿記載の住所 須崎市緑町4番10号サンメゾン302号	(49)ア	イ 氏名 八木 誓 登記簿記載の住所 幡多郡昭和村久保川164番地
(28)ア	イ 氏名 森川 竹充 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤132番地2	(39)ア	イ 氏名 西村 仁 登記簿記載の住所 広島市矢野町4200番地	(50)ア	イ 氏名 八木 知加 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川164番地
(29)ア	イ 氏名 原 昌三 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村東石原2587番地	(40)ア	イ 氏名 西村 公二 登記簿記載の住所 兵庫県伊丹市東野二丁目31番地	(51)ア	イ 氏名 八木 知加 登記簿記載の住所 幡多郡十和村久保川24番地
(30)ア	イ 氏名 仁井田 義吉 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6827番地	(41)ア	イ 氏名 西村 公二 登記簿記載の住所 北海道千歳市北栄町1347番地1	(52)ア	イ 氏名 八木 伊佐武 登記簿記載の住所 奈良県北葛城郡河合町広瀬台三丁目12番地10
(31)ア	イ 氏名 三橋 貫一 登記簿記載の住所 高知市上町三丁目3番29号	(42)ア	イ 氏名 今橋 宮子 登記簿記載の住所 北海道千歳市東雲町五丁目38番地	(53)ア	イ 氏名 小笠原 洋彰 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町杉767番地
(32)ア	イ 氏名 高橋 友美 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙6995番地	(43)ア	イ 氏名 大野 弘子 登記簿記載の住所 北海道千歳市東雲町五丁目38番地	(54)ア	イ 氏名 川井 末廣 登記簿記載の住所 高知市本町三丁目6番40号

小笠原 幸雄
 (55)ア 登記簿記載の住所
 記載なし
 イ 氏名
 武村 馬之助
 (56)ア 登記簿記載の住所
 愛媛県松山市和気町二丁目854番地54
 イ 氏名
 福谷 祥
 (57)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡蕨岡村蕨岡乙1441番地
 イ 氏名
 武村 桂亮
 (58)ア 登記簿記載の住所
 幡多郡蕨岡村蕨岡乙1441番地
 イ 氏名
 武村 智子
 (59)ア 登記簿記載の住所
 中村市京町四丁目28番地スカイハイツ206
 イ 氏名
 森 好永
 (60)ア 登記簿記載の住所
 千葉市若葉区都賀の台四丁目1番10号コーポヒルトン
 201号
 イ 氏名
 土屋 不二加
 (61)ア 登記簿記載の住所
 千葉市中央区白旗三丁目2番3号ファインコート3110
 -402号
 イ 氏名
 安岡 英明
 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林
 として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成9年2月農林水産省告示第316号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
 期間及び樹種について
高知県告示第468号
 平成27年4月農林水産省告示第785号で告示した指定施業要件
 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森
 林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指
 定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するととも
 に、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年8月4日
 高知県知事 尾崎 正直
 1 所在不明の森林所有者
 (1) 登記簿記載の住所
 香美郡上韮生村安丸1022番地1
 (2) 氏名
 安丸 嘉吉
 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林
 として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成9年2月農林水産省告示第217号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
 期間及び樹種について

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第15号
 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則
 第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項にお
 いて準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び
 教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施
 する。
 平成27年8月4日
 高知県公安委員会委員長 織田 英正
 1 審査の種類、期日及び場所
 (1) 審査の種類
 規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及
 び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
 ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動
 車免許等」という。）
 イ 普通自動車免許
 ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動
 二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」とい
 う。）
 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普
 通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」
 という。）
 (2) 審査の期日
 平成27年9月14日（月）から同月18日（金）まで
 (3) 審査の場所
 吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター
 2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査
 申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会
 に提出すること。
 その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転す
 ることができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転
 免許証を提示すること。
 (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5
 項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申
 請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明す
 る書面を添付すること。
 (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習
 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の
 資格者証を提示すること。
 ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう
 とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資
 格者証
 イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう
 とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資
 格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう
 とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資
 格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう
 とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資
 格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう
 とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又
 は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう
 とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又
 は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特 定第一種 免許の技 能検定に 関する技	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験（自動車の運転 に必要な技能についての運 転免許試験をいう。以下同 じ。）の方法に準じて行う ものとし、その合格基準 は、90パーセント以上の成 績であること。
	自動車の運転技能	実技試験により行うもの

能	に関する観察及び採点の技能	とし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
------------------------	----------------------------------	---

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,450円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,950円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年8月4日

高知県監査委員 浜田 英宏
同 加藤 漢
同 坂田 和子
同 田中 克典

第1 監査の実施

平成27年度の監査対象機関237機関のうち55機関に対して、平成27年5月25日から同年7月22日まで定期監査を実施した。

部局名	対象機関数	今回実施機関数
知事部局	150機関	36機関
教育委員会	64機関	14機関
警察本部	15機関	3機関
公営企業局	4機関	2機関

その他の機関	4 機関	—
計	237機関	55機関

第2 監査の結果及び意見

1 総括

今回監査を実施した55機関のうち24機関において、指摘事項等が認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の同時期に実施した定期監査結果（実施機関数61機関）と比較すると、60件から36件に減少している。

内訳としては、前年度に1件見られた特別指摘事項はなく、指摘事項は前年度と同様に6件であったが、注意事項は51件から28件に減少している。また、検討事項は、前年度と同様に2件認められた。

その他の機関においては、指摘事項等に該当する事項はなく、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、指摘事項等について、事務区分別の件数及び主な内容は別表1、実施機関別の件数等は別表2のとおりである。

事務区分別では、契約事務が10件と最も多く、次いで収入事務及び給与・旅費支給事務が7件、支出事務が6件となっているが、前年度と比較すると、契約事務の件数は、21件から10件と半減し、また、支出事務についても23件から6件と大きく減少している。

指摘事項及び注意事項の多くは、財務会計事務についての基本的な理解が不足していること及び管理職員等をはじめとして職員間での必要なチェックが不十分であったことによるものと認められる。

については、職員の財務会計に関する事務処理能力の向上により一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、引き続き適正な執行に努められたい。

2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 計量検定所（収入事務）

平成26年4月に現金取扱員が収納し、金融機関に払い込んだ計量器検査等手数料について、現金出納簿への記帳が漏れていた。

(2) 環境研究センター（収入事務）

電気設備の修繕料に係る公益財団法人高知県総合保健協会からの負担金について、平成25年度に収入調定すべきところ、平成26年9月に行っていた。

(3) 幡多けんみん病院（支出事務）

平成25年分年末調整の所得税は正に係る追徴分の支払遅延により、不納付加算税及び延滞税126,400円を支払っていた。

(4) 中央東福祉保健所（契約事務）

平成26年度自立相談支援事業委託業務の随意契約において、作成した予定価格調書を封書にしていなかった。

(5) 高知土木事務所（契約事務）

平成26年度塚ノ原水門管理委託業務において、消費税抜きの見積書を消費税込みと勘違いしたため、設計金額（予定価格）より高く契約していた。

(6) 教育センター（給与・旅費支給事務）

平成26年5月16日に支払うべき外国語指導助手に対する報酬について、支出命令確認入力に漏れていたため、5月21日に支払っていた。

これらのことは、いずれも地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめとする財務に関する法令等に反する不適正な事務処理である。

指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

別表1 (事務区分別)

指摘事項

区分	件数	主な内容
収入事務	2	収入調定の遅延(3か月以上) 現金出納簿の記帳漏れ(3件以上)
支出事務	1	支払の遅延(延滞金等の支出)
契約事務	2	設計金額を超過した契約 予定価格調書の未封入
給与・旅費支給事務	1	報酬の支給遅延
計	6	

注意事項

区分	件数	主な内容
収入事務	5	収入調定の遅延(3か月未満) 現金出納簿の記帳漏れ(3件未満) 証拠書類等の亡失
支出事務	5	検認表示の漏れ及び誤り 支出負担行為の遅延 支出負担行為の決裁漏れ 出納員不在の確認入力
契約事務	8	契約書等の不備(契約日及び別記事項の記載漏れ、押印漏れ、仕様書の記載誤り並びに条項の不整合) 契約書式の決裁漏れ 設計内容の誤り
財産・物品管理	1	棚卸表の作成漏れ
給与・旅費支給事務	6	通勤手当その他手当の支給誤り 証拠書類等の亡失
その他事務	3	USBの照合確認漏れ 出納員引継事務の誤り
計	28	

検討事項

区分	件数	主な内容
財産・物品管理	2	被服貸与に係る規程の見直し
計	2	

別表2 (実施機関別)

() : 指操作数で内数

機関名	事務区分							計	委嘱監査日 (尚監査日)
	収入	支出	契約	財産・物品	給与・旅費	その他	検討		
知事部局									
危機管理部									
消防学校							0		(平成27年7月22日)
健康政策部									
安芸福祉保健所							0		平成27年6月22日
中央東福祉保健所			1 (1)				1 (1)		平成27年6月19日
中央西福祉保健所							0		平成27年6月15日
須崎福祉保健所							0		平成27年6月19日
幡多福祉保健所							0		平成27年7月14日
衛生研究所	1	1					2		平成27年5月26日
幡多看護専門学校					1	1	2		平成27年7月13日
食肉衛生検査所							0		平成27年7月14日
地域福祉部									
精神保健福祉センター		1					1		(平成27年7月22日)
希望が丘学園					1		1		平成27年5月25日
中央児童相談所		1					1		平成27年5月25日
幡多児童相談所			1				1		平成27年7月13日
文化生活部									
消費生活センター							0		平成27年5月26日
女性相談支援センター							0		平成27年5月29日
商工労働部									
計量検定所	2 (1)					1	3 (1)		(平成27年7月22日)
工業技術センター			1				1		平成27年5月26日
紙産業技術センター							0		平成27年5月26日
高知高等技術学校							0		平成27年6月19日
農業振興部									
安芸農業振興センター		1					1		平成27年6月22日
中央西農業振興センター		1					1		平成27年6月16日
須崎農業振興センター			1				1		平成27年6月16日
幡多農業振興センター							0		平成27年7月13日
農業技術センター							0		平成27年6月15日
果樹試験場							0		平成27年5月29日
茶業試験場							0		平成27年6月15日
病害虫防除所							0		平成27年6月15日
畜産試験場	1						1		平成27年5月29日
中央家畜保健衛生所	1						1		平成27年6月16日
西部家畜保健衛生所							0		平成27年7月14日
林業振興・環境部									
嶺北林業振興事務所							0		平成27年6月19日
中央西林業事務所							0		平成27年6月15日
須崎林業事務所							0		平成27年6月19日
環境研究センター	1 (1)						1 (1)		平成27年5月25日

() : 指撥件数で内数

機関名	事務区分								委員監査日 (書面監査日)
	収入	支出	契約	財産・物品	給与・旅費	その他	検討	計	
水産振興部									
水産試験場								0	平成27年6月16日
土木部									
高知土木事務所			3 (1)					3 (1)	平成27年6月15日
教育委員会									
教育センター			1		1 (1)			2 (1)	平成27年6月22日
中部教育事務所								0	(平成27年7月22日)
西部教育事務所								0	平成27年7月14日
青少年センター								0	(平成27年7月22日)
図書館								0	平成27年5月26日
心の教育センター								0	平成27年5月25日
高知西高等学校					1			1	(平成27年7月22日)
春野高等学校								0	(平成27年7月22日)
須崎工業高等学校								0	(平成27年7月22日)
窪川高等学校								0	(平成27年7月22日)
宿毛工業高等学校						1		1	(平成27年7月22日)
盲学校								0	平成27年5月26日
高知ろう学校					1			1	平成27年5月26日
高知若草養護学校								0	(平成27年7月22日)
警察本部									
南国警察署	1							1	(平成27年7月22日)
須崎警察署					2			2	(平成27年7月22日)
窪川警察署								0	平成27年6月16日
公営局									
あき総合病院			2	1			1	4	平成27年6月22日
幡多けんみん病院		1 (1)					1	2 (1)	平成27年7月13日
計	7 (2)	6 (1)	10 (2)	1	7 (1)	3	2	36 (6)	

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年8月4日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
重要事件捜査支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成27年6月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
日通商事株式会社高知営業所 高知市南竹島町51-8
- 5 落札金額
月額 4,520,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成27年5月1日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年8月4日

高知県警察本部長 上野 正史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
Windows Server 2003更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 5 落札金額
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日
平成27年5月26日